

# 栄村議会 災害発生時の議員行動マニュアル

平成30年 8月20日

全員協議会決定

## 1 目的

このマニュアルは、栄村内において地震、台風等の災害が発生したときに、栄村議会が栄村災害対策本部（以下「対策本部」）という。）との連携を図り、災害対策活動を支援するとともに、栄村議会議員（以下「議員」という。）が迅速かつ適切に活動できるよう必要な事項を定めるものとする。

## 2 行動基準

### （1）災害発生時

- ① 自身や家族等の安全を確認し、速やかに安全な場所へ避難する。あわせて、地域における被災者の安全の確保や避難所への誘導等にできる限り協力する。
- ② 栄村議会議長（議会事務局）の指示があるまでは、自宅付近の被害状況及びテレビ・ラジオ等の情報により各自で状況を判断し、行動する。

### （2）初動体制（発災後おおよそ1日ないし2日以内）

- ① 村内において震度5強以上の地震が発生した場合、あるいは風水害等による大規模な被害が確認された場合は、電話（つながらない場合は災害伝言ダイヤル171を利用）その他の方法により、議長（議会事務局）に安否及び居所又は連絡場所を報告し、以後の連絡体制の確立と維持に努める。
- ② 通信手段の断絶等により上記の連絡が不可能な場合は、議長（議会事務局）においても可能な限り議員の状況の把握に努めることから、むやみに移動せず、自宅又は自宅付近の避難所等にとどまり、議長（議会事務局）からの連絡を待つものとする。

### （3）応急体制（発災後おおよそ1週間以内）

- ① 各地域における被災地及び避難所等において情報収集を行い、議長（議会事務局）へ報告する。

- ② 避難所等の運営や被災地での復旧活動に積極的に協力するとともに、被災者に対する相談及び助言等を行う。

#### (4) 復旧体制（発災後おおよそ1週間以降）

- ① 必要に応じて開催される議会全員協議会等に参集し、被害状況の把握及び今後の議会の対応について協議する。
- ② 引き続き被災地の復旧活動等に関わるとともに、必要な情報交換を行う。

### 3 行動時の留意事項

- ① 災害の発生直後は、家屋の倒壊や火災、道路等の寸断なども想定されるため、移動手段は原則として徒歩又は自転車等を利用し、やむを得ず自動車を使用する際は十二分に注意すること。
- ② 服装は、災害対応活動に支障のない安全な服装とし、ヘルメット、手袋、懐中電灯、携帯ラジオ、カメラ、筆記用具など必要な用具等を携帯する。また、個人用として食料、飲料水等も携帯して行動すること。
- ③ 災害を起因とした事故など人命にかかわる事象に遭遇した場合は、この行動マニュアルより優先して人命救助にあたること。その際、自らの安全の確保を怠らないこと。
- ④ 災害情報の提供、収集、要望等にかかる問い合わせは、栄村災害対策本部へは直接行わず、議長（議会事務局）を通じて行うこと。